

【原案】

3 西ま都第---号
令和3年--月--日社会福祉法人至誠学舎東京
理事長 三上 義樹 殿

西東京市長 池澤 隆史

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、令和3年2月2日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和3年2月2日
事 業 者	東京都西東京市新町一丁目11番25号 社会福祉法人至誠学舎東京 路地町 三上 義樹
開発事業の目的	特別養護老人ホーム、デイサービス、保育園の建設
開発区域の所在地	西東京市新町一丁目11番25号
開発区域の面積	8,978 m ²
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見を考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。	
3 施設を運営するにあたり、近隣住民に対して環境への配慮を行われたい。	
4 周囲には既存住宅が近接していることから、解体工事及び建設工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。	
5 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。	